

平成 24 年 度

定期監査等結果報告書

(税 務 課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

税務課

2. 監査の範囲

平成24年度（平成24年4月～平成24年9月）
財務、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成24年10月15日～平成24年11月27日まで

4. 監査の方法

税務課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

税務課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 各種台帳等の整備について

【豊前市税事務取扱規程第20条第1項では、過誤納金還付又は充当決定書によって還付又は充当する金額（「還付加算金」を含む。）を決定し、過誤納金整理簿に記載し受領印（郵送又は充当する場合は取扱者印）を徴収するものとする。】となっているが、予算還付台帳には還付加算金の額が記載されていない。

また、軽自動車税課税保留実態報告書は年度別に整理しているが、その後の調査経過の記載が不十分で、課税保留後の取扱が不明な部分がある。軽自動車税課税及び滞納車両課税保留取扱要綱に基づき、課税保留後執行停止等の処理をすべきである。課税台帳は作成されているものの課税後の事務処理が適正にされているか十分にチェックができるよう台帳整備に努められたい。

2. 不納欠損処分等について

近年不納欠損処分の年額が、従前に比べ高額となってきている。平成23年度の不納欠損議決書による欠損処分の経過内容では、調査内容に具体性が乏しく欠損理由の適正に疑問を生ずるものや慎重を要するものがある。欠損処理にあたって適正な判断の確保と公平性、平等性の観点から詳細な調査と記述が必要である。決算において、不納欠損処分をする一連の書類等の整備が不十分と思われる。

また、滞納処理において他市の状況に比べても低位な状況であり、滞納者に対し差押、強制執行等の強い態度で対応されることを望む。

滞納整理については、専門的知識が必要となるため、職員の滞納整理に関する研修等に積極的に参加し、担当職員が変わっても業務内容の知識やノウハウが引継がれるよう早急に滞納整理マニュアル等の整備をされるよう要望する。

3. 滞納者に対する債権の確保について

地方自治法第236条第1項では「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」と定められている。

今日、市税の滞納者は相当数おりそれぞれ納期が違い、債権の時効の時期が違うと思われる。各々の債権を確保するため差押、承認の事務処理を行っているが、常に時効期限には注意を払う必要がある。滞納者の分納誓約書を精査すると債権確保に疑問を生ずるものがある。滞納者への請求、差押の基本的事項であるので事務処理に万全を期すようにされたい。

4. 延滞金の徴収について

豊前市税条例第19条第1項で納期限後に納付し又は納付する税金又は納入金に係る延滞金については、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ一定

の割合で納付又は納入しなければならないとなっている。

税の納付、納入は金融機関又は訪問徴収で徴収しており、納税の事務処理上現実的にその都度延滞金を計算徴収するのは困難な面が多いと思われる。しかし決算上延滞金の徴収はされており、滞納者全員が納付又は納入しているとは考えられない。

税の公平性、平等性の確保を図る観点から平等性を欠くと考えられ徴収のあり方について検討を求める。